

評価作業マニュアル

教職大学院の認証評価

令和2年12月23日

一般財団法人教員養成評価機構

第1 認証評価の概要

I 評価の目的

教員養成評価機構（以下、「機構」という。）が、教職大学院を置く大学からの求めに応じ、教職大学院に対して実施する評価（以下「認証評価」という。）は、教職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、各教職大学院の個性的で多様な発展に資することを目的としています。

機構は、学校教育法、専門職大学院設置基準等に適合した教職大学院の認証評価に関する基準を定め（以下「評価基準」という。）、次に掲げる3点を試みることとします。

1) 教職大学院の教育活動等の質保証

教職大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合するかを認定します。

2) 教職大学院の教育活動等の改善、改善の動機づけ

教職大学院の教育活動等について評価を実施し、評価結果を当該教職大学院にフィードバックします。

3) 教職大学院が広く国民から理解と支持が得られるための支援・促進

教職大学院の「長所として特記すべき事項」の積極的な記述から、教育活動等の状況を明らかにします。

II 評価の実施方法

1) 評価方法の概要

① 各教職大学院における自己評価

認証評価を受ける教職大学院は、別に定める『自己評価書作成要領』により、自己評価を実施し、自己評価書を作成します。自己評価は、10個の基準領域を構成する「基準」ごとに、その内容について基本的な観点を踏まえた教育活動等の状況を分析し、記述します。すべての「基本的な観点」に係る状況の分析・整理が求められます。設置基準との整合性や各教職大学院の状況・特色等から判断し、①基準に係る状況が該当する観点を除いても十分に説明できる場合や②観点の内容に該当しない場合には、自己評価書の「基準に係る状況」は当該観点を除いた記述で差し支えありません。

また、基準領域ごとの「長所として特記すべき事項」は、各教職大学院の特徴を具体的に記述しています。

『自己評価書作成要領』には、基準ごとに「必要な資料・データ」を列挙しています。これは、評価作業に必要で提出が望まれるものとし、極力、既存の資料を活用するようにしています。また、資料・データは、基本的には、統計的なものとし、個人情報が含まれるもの、内部資料扱いとなっているものについては、慎重な取扱いと特段の配慮をお願いします。

② 機構における評価

評価は、評価専門部会において書面調査及び訪問調査により実施します。

書面調査は、教職大学院が作成した自己評価書（評価書に添付する基礎データ、自己評価の根拠として提出する資料・データを含む。）及び評価員がウェブサイトを活用するなどして独自に調査・収集した資料・データ等により分析を行います。

訪問調査は、別に定める『訪問調査実施要領』に基づき、書面調査で確認できなかった事項等を調査します。

評価結果は、基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、教育活動等の状況が評価基準に適合するかどうか判断し、理由を明らかにします。評価基準に適合しているかどうかの判断は、「基本的な観点」の内容ごとではなく、「基準」ごとに行います。基準を満たしている場合でもさらに改善の必要が認められる場合や、取組が優れていると判断される場合は、その点を明らかにします。

書面調査及び訪問調査をもとに、評価専門部会が評価結果の原案を作成します。評価結果原案は、評価委員会

において審議し、評価結果案を作成します。

2) 意見の申立てと評価結果の決定

評価結果を決定する前に、評価結果案を大学に提示し、その内容等に対する30日間程度意見申立ての期間を設け、再度審議します。意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に意見申立審査会を設けます。意見申立審査会による申立てに対する審議結果を反映し、再び評価委員会を開催し評価結果を決定します。

III 「適合認定」の要件

各教職大学院は、評価の結果、基準をすべて満たし、評価基準に適合していると認められた場合に、「適合認定」が与えられます。

基準（の内容）に達していない基準がある場合で、次年度において当該基準を満たしていると判断できるまでの改善が見込まれる場合は、評価の決定を「延長」することがあります。

なお、評価の決定の「延長」は、評価委員会において審議するので、評価専門部会は「適合」しているか否かの評価結果原案を決定します。

適合認定を受けた教職大学院は、評価基準で定める要件を継続的に充足するだけではなく、教員の養成及び研修の基本理念や当該教職大学院の目的に照らし、引き続き教育活動等の水準を高めることに努めなければなりません。

IV 認証評価のスケジュール

評価実施の前年度

- | | |
|----|--|
| 1月 | ・実施大学から評価申請 |
| 3月 | ・評価委員会 評価実施大学の決定
・実施通知・評価手数料支払書類等送付 |

認証評価実施年度

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 5月 | ・評価委員会 評価専門部会の設置、評価員の選出
・評価手数料納付 |
| 6月 | ・評価専門部会 評価員の研修
・実施大学から自己評価書の提出 |
| 7月～8月 | ・書面調査 |
| 9月 | ・評価専門部会（評価チーム会議） 訪問調査の打合せ |
| 10月～12月 | ・訪問調査 |
| 12月 | ・評価専門部会 評価結果原案の決定 |
| 1月 | ・評価委員会 審議・評価結果案提示
・意見の申立て手続き |
| 2月～3月 | ・意見申立審査会 審議 |
| 3月 | ・評価委員会 審議・評価結果の決定 |

V 評価の実施体制

機構は、評価委員会を設置し、その下に具体的な評価を実施するため、評価員により構成する評価専門部会を設置します。

評価専門部会は、実務の経験を有している者により評価実施大学院の数に応じてチームを編成します。

ひとつの評価チームは、1回（年度）あたり原則2大学院を担当することとし、ピア・レビューを中心とした評価を実施するため教職大学院設置大学の関係者から4名、さらに評価自体の透明性と公平性を確保する観点から、大学関係有識者及び一般有識者等から2名による編成で、原則6名で構成します。

評価員は、国・公・私立大学の大学関係者、地方教育行政関係者、学協会及び経済団体等の関係団体から教職大学院設置大学関係者、大学関係有識者及び一般有識者の候補者を推薦いただき、評価委員会の委員を兼ねる者を除き、評価委員会の議を経て決定します。

ただし、評価実施大学院に関係する者は、当該大学院の評価チームには配置しません。

また、評価チームの中で、評価実施大学院ごとに主査、副査を選出します。一実施大学院の主査はチームで担当するもう一つの実施大学院の副査となります。主査は、評価委員会委員となります。

VI 評価員に対する研修

機構では、評価員に対して、共通理解の下で適切かつ円滑に評価作業を行い、評価をより実効性が高いものとするため、書面調査と訪問調査にさきがけて評価に関する十分な研修を実施します。

研修の内容は、書面調査を実施する前に、機会を設けて、教職大学院制度等に関すること、認証評価に関すること、評価基準に関することなどについて、教職大学院関係のシンポジウムへの参加等も含め、認証評価を行う上で共通理解すべき事項、各評価員の必要に応じた事項等などさまざまな角度から実施します。

VII 評価基準の内容

評価基準は、学校教育法第109条第4項を踏まえて、機構が定める基準として策定しているものです。

評価基準は、教育活動を中心として10個の基準領域で構成されています。

基準領域1 理念・目的

基準領域2 学生の受入れ

基準領域3 教育の課程と方法

基準領域4 学習成果・効果

基準領域5 学生への支援体制

基準領域6 教員組織

基準領域7 施設・設備等の教育環境

基準領域8 管理運営

基準領域9 点検評価・FD

基準領域10 教育委員会及び学校等との連携

基準領域は、1つあるいは複数の「基準」で構成されています。その内容を踏まえ状況を分析するために基準ごとに1つあるいは複数の「基本的な観点」を設けています。

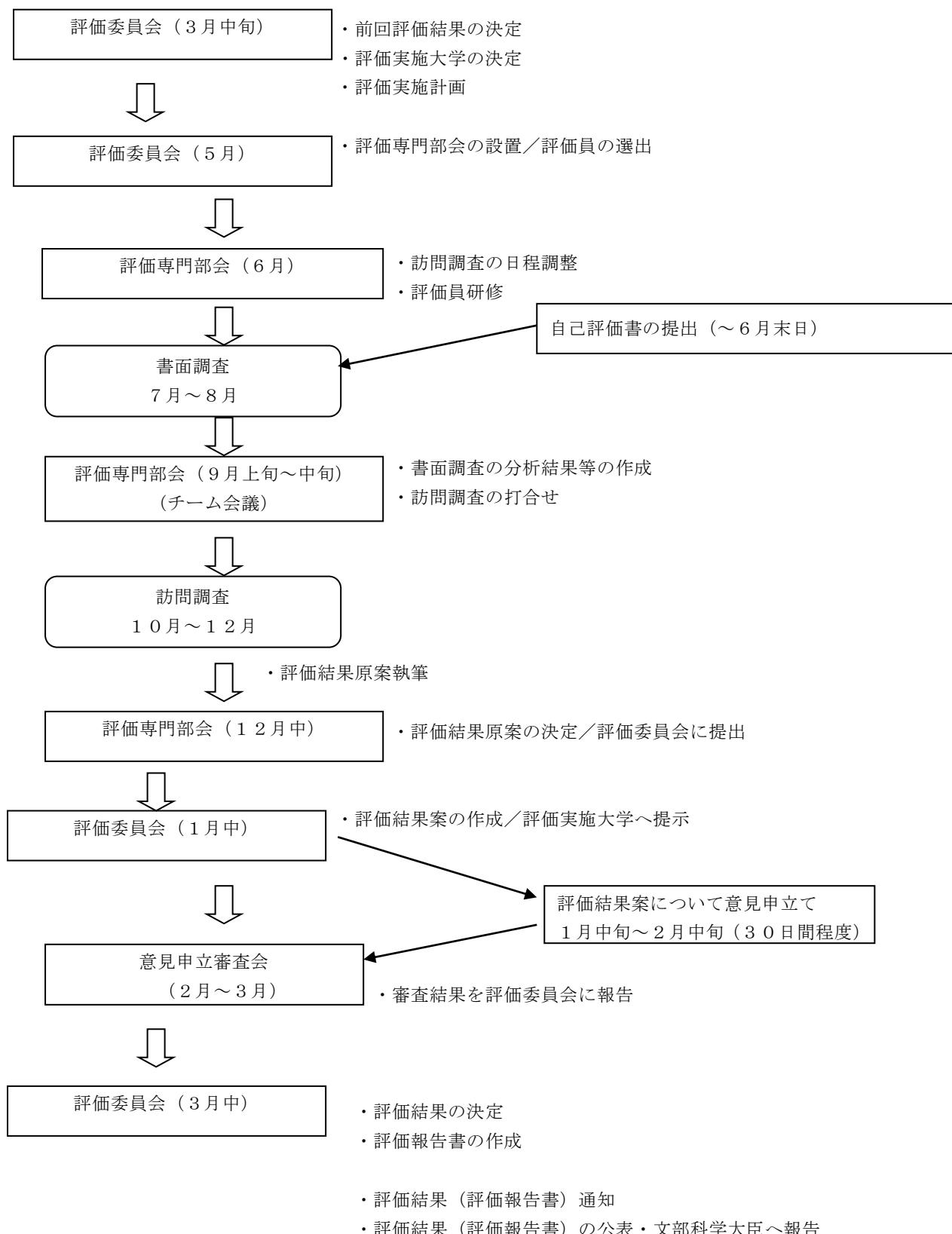
また、基準領域ごとに「長所として特記すべき事項」を記述できるようになっています。

「教職大学院評価基準」は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）等を踏まえ、機構が教職大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（以下、「適合認定」という。）をする際に、教職大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該教職大学院の状況を分析するための内容を定めたものです。

【評価基準の考え方】

- 1 評価基準は、学校教育法、大学院設置基準、専門職大学院設置基準等に、それぞれ合致していること。
- 2 専門職大学院設置基準は、「専門職大学院を設置するのに必要な最低の基準である」（第1条第2項）とともに、「その水準の向上を図ることに努めなければならない。」（第1条第3項）と規定されていることに鑑み、評価基準は、専門職大学院設置基準等より基本的に充実したものとして設定していること。
- 3 評価の対象となる教職大学院における特色ある教育等の進展に資する観点から評価項目を定めていること。
- 4 一元的画一的な評価基準ではなく、教職大学院の目的に適合しているかに基軸をおいていること。
- 5 各基準領域に、「長所として特記すべき事項」を加え、その具体的な内容を記述し、広く紹介することにより、各教職大学院の特色づくりを支え、促す働きかけの機能を持たせていること。

評価委員会における認証評価のプロセス



第2 評価方法1－書面調査

I 書面調査の実施体制

書面調査は、評価チーム（原則6名）が実施します。各評価員の役割や分担は評価専門部会において決定します。

書面調査による分析結果等について、問題が生じた場合は、必要に応じて評価専門部会で検討します。

II 書面調査の実施方法

評価員は、自己評価書の「基準」ごとに分析・調査及び判定を行います。

具体には、対象教職大学院から提出された自己評価書による「基準ごとの自己評価」について基準ごとに設定された「基本的な観点」を踏まえ、自己評価結果とその根拠となる資料・データ等を基に分析・調査し、基準ごとに適合判定を行います。

書面調査の過程で不明な点や資料・データが不十分な場合は、評価チームの検討及び9月の評価専門部会（評価チーム会議）で意見調整して機構の事務局から対象の教職大学院に照会します。

III 書面調査における「目的」の分析

各教職大学院は、「目的」として記載されている「1 教育上の理念、目的」「2 育成する人材像」を達成するために、当該教職大学院の個性や特色を發揮し基準ごとの教育活動等が展開されていることから、認証評価においては、その分析を進める上で、「目的」について十分な理解が必要です。

「目的」は、設置時には、設置基準や文部科学省答申を踏まえ設計されていることから、各教職大学院において概ね共通する内容が記載されていることが予想されますが、「対象教職大学院の特徴」により全体像をとらえた上で、複数の教職大学院の自己評価書を比較したりしながら、「特徴」とされる事項を整理し、当該大学院の全体的な意図を読み取ります。

「目的」は、基準ごとの評価において、「目的を踏まえて」どうか、といいうわゆるベースになるべきもので、「目的」 자체の記載内容については、評価の対象とせず、判断を示す記述は行いません。

IV 書面調査における「基準」の分析

基準ごとの分析は、「観点の確認」、「基準ごとの分析・判断」、「長所として特記すべき事項の評価」の3つの項目で進めます。

1) 観点の確認

基準ごとの自己評価の内容は、すべての「基本的な観点」に係る状況の分析・整理が求められますが、記述にあたっては、教職大学院によってあてはまらない項目もあり、関係するすべての「基本的な観点」項目を充たす記載となつていなくてもよいことにしています。

2) 基準ごとの分析・判断

教職大学院の目的に照らし、「基本的な観点」により、記載内容が妥当であるか確認し、さらに記載内容を自己評価書の根拠となる資料・データ等で確認しつつ分析を行います。

基準ごとに、記載事項を「概評」としてまとめます。「概評」は、内容の分析の文末に次のような例による判断を示します。

①評価基準の内容を満たしている場合

標語	A	B	C
内容	・十分に達成している。	・達成している。	・達成しているが、問題・課題がある。 ・実施が遅れている。

②評価基準に達成していない場合

標語	不適
内容	・達成されていない。

③訪問調査まで判断を未決定・留保する場合

標語	未決
内容	・資料不足等の理由で分析できない。

さらに、「基本的な観点」から外れた記載がある場合は、その記載が評価する上で適切であるかを分析します。根拠となる資料・データ等が不足している場合や記述が不明瞭であるために分析ができない場合は、判断を未決定、留保し、訪問調査における確認事項として取り扱います。(③の扱い)

3) 基準の分析、判定

基準領域 1 から基準領域 10 まで、「基準」ごとに分析・判断を整理し、基準を満たしているか判定します。

4) 長所として特記すべき事項の評価

「長所として特記すべき事項」は、特色ある取組、個性ある取組、教育活動等における先進的な取組などが考えられ、その有効性、重要性、取組の伸張性などを、教職大学院の目的を踏まえて分析することが求められます。

V 書面調査による分析結果の作成

評価チームは、書面調査での分析をもとに、書面調査分析結果案を作成し、評価専門部会（チーム会議）で検討します。

評価専門部会（チーム会議）は、書面調査の妥当性と訪問調査による確認事項等について検討します。確認事項は、訪問調査の前に当該教職大学院に通知します。

書面調査に用いる分析用の書式は次のとおりです。

書式：書面調査分析・判定用紙(評価員用)

教職大学院名： 大学

基準領域 基準		標語	分析状況の記述	確認を要する事項・不明瞭な事項	確認したい資料・データ等
1	1-1				
	1-2				
	長所として特記すべき事項				
2	2-1				
	2-2				
	長所として特記すべき事項				
3	3-1				
	3-2				
	3-3				
	3-4				
	3-5				
	長所として特記すべき事項				
4	4-1				
	4-2				
	長所として特記すべき事項				
5	5-1				
	5-2				
	長所として特記すべき事項				

6	6-1			
	6-2			
	6-3			
	6-4			
	長所として特記すべき事項			
7	7-1			
	長所として特記すべき事項			
8	8-1			
	8-2			
	8-3			
	長所として特記すべき事項			
9	9-1			
	9-2			
	長所として特記すべき事項			
10	10-1			
	長所として特記すべき事項			

書式：書面調査分析・判定用紙（評価員用）の記入について

書面調査分析・判定用紙（評価員用）の「標語」欄は、下記の記載要領にそって作成します。

また、「確認したい資料・データ等」について具体に記入します。

次のことを記入します。		根拠となる資料・データ等が不足している場合や記述が不明瞭である場合に、大学に連絡するか、訪問調査で確認する事項を記入します。	
<ul style="list-style-type: none"> ・標語（A.B.C）とした理由 ・自己評価書の標語を直した場合は、直した理由 ・不適と分析した場合は、その理由 ・未決の場合は、未決定・留保にせざるを得ない理由 			

基準領域 基準	標語	分析状況の記述	確認を要する事項・不明瞭な事項	確認したい資料 ・データ等
○ ○-1	B	○○○○、○○○○。	○○○○、○○○○。	
	B→A	○○○○、○○○。		
	B-未決	○○○○、○○○○。	○○○○、○○○○。	○○○○。
長所として特記すべき事項		○○○○、○○○○。 ○○○○、○○○○。		
○ ○-1	B→不適	○○○○、○○○○。		

確認したい資料・データ等を具体的に記入します。

IV 書面調査における「基準」の分析 2) 基準ごとの分析・判断を参照。

当該基準領域に関して自己評価書の「長所として特記すべき事項」に記載されている事項に限らず、分析の結果、特色ある取組、個性ある取組、教育活動等に先進的な取組などがあれば、その有効性、重要性、取組の伸張性を含めて記入します。

第3 評価方法2－訪問調査

I 訪問調査の概要

1 訪問調査の目的

対象の教職大学院から評価実施年度の6月末日までに提出された自己評価書について、評価チームにおいて書面調査を行います。

訪問調査は、評価チームの評価員が、対象の教職大学院を訪問することにより、自己評価書のデータ・資料として提出することが適当でないものの確認を含め、書面調査では確認できなかった事項等について調査し、調査結果を伝え、評価員と対象の教職大学院との共通理解を図ることを目的としています。

2 実施日程（後日決定のため省略）

3 実施体制（後日決定のため省略）

4 実施内容

訪問調査は、次の内容で実施します。

書面調査の結果、調査内容を追加することができます。

- (1) 対象の教職大学院の関係者（責任者）及び教員との面談
- (2) 学生、修了生、教育委員会、連携協力校（実習校）の校長・教員等関係者との面談
- (3) 授業等教育現場視察、連携協力校等視察及び学習環境の状況調査
- (4) データ・資料等の確認、収集

II 訪問調査の準備

1 訪問調査の進行、役割分担の決定

評価専門部会が訪問調査の方法等について検討し、教育活動等の状況を的確に把握できるよう準備します。訪問調査を効率的に実施するために、担当主査と訪問調査における面談等の進行者を別にするなど負担の均等化を図りながら評価チームの中で役割分担を決定します。

2 面談対象者（対象者、人数等は後日決定）

- ① 教職大学院の関係者（責任者）は、教職大学院長等教職大学院の代表となる地位にある者または教職大学院の専任教員で代表者に準じる者とします。
- ② 教員は、専任教員 5 名程度とし、実務家教員を 2 名以上含みます。
- ③ 学生は、学部新卒学生で当該年度における 1 年次生、2 年次生及び現職教員学生を含み 5 名程度とします。3 年制等を有する教職大学院など、それぞれの事情によりこの条件でない学生とすることもあります。
- ④ 修了生は、学部新卒学生及び現職教員学生各 1 名で 2 名程度とします。
- ⑤ 教育委員会、連携協力校（実習校）の校長・教員等関係者は、教職大学院の特色、状況に応じて、適当と思われる関係者を各 2 ~ 4 名抽出してあらかじめ提案していただき決定します。

3 授業等教育現場視察、連携協力校等視察及び学習環境の状況調査の設定

授業等教育現場視察は、対象の教職大学院の授業全体（1 時間 30 分程度（1 コマ）の中で）を 2 科目以上視察します。

連携協力校等の視察は短時間で移動できる連携協力校等とし、実習生の行う授業視察、校長・教頭等関係者との面談を設定します。

学習環境調査は、教職大学院に関する施設・設備を 30 分程度で効率よく調査できるよう経路を設定します。

4 訪問調査時の確認事項

書面調査の分析により各評価チームから提出された確認事項について、評価専門部会で検討した上で、訪問調査の 10 日前までに、訪問調査時の確認事項をまとめ対象の教職大学院に通知します。

III 訪問調査当日（後日決定のため省略）

IV 訪問調査時の評価チーム会議

訪問調査当日は、予定されたスケジュールの合間に、対象の教職大学院の関係者をシャットアウトした評価チーム会議を適宜開催し、評価員相互の共通理解を図り、調査を円滑に進行するようにします。

第 4 評価結果原案の作成

I 評価結果原案の作成方法

評価専門部会は、書面調査及び訪問調査を実施した後、評価結果原案を作成します。評価チームが教職大学院ごとにまとめ、評価専門部会に諮り、すべての教職大学院の評価結果原案を検討します。

評価結果原案は、具体には担当主査が作成します。

評価結果原案は、「○○大学教職大学院の評価ポイント」「1 認証評価結果」「2 基準ごとの評価概評」「3 評価結果についての説明」の構成とします。

○○大学教職大学院の評価ポイント

基準ごとの評価概要から要点を箇条書きにまとめます。当該教職大学院を認証評価して目立った特色等が一目で

わかるすることを目的としています。

「1 認証評価結果」の結果に導かれる判定の根拠、教職大学院の目的に照らし特に学校教育法第109条に定める「教育課程、教育組織その他教育研究活動の状況」、「教員組織」、「運営」、「施設・設備」等を中心に、特記すべき事項を記述します。基準ごとの判定の根拠は、別途記述することとなるので、ここでは記述するとしても見出しあるのとします。

1 認証評価結果

教職大学院全体の評価結果は、基準ごとの評価結果を基に判定し、次のとおり記述します。

「評価の結果、○○大学教職大学院○○研究科○○専攻は、教員養成評価機構の認証評価基準に適合していると認定する。(適合しない。)」

ただし、評価の決定を「保留」の扱いとする場合があります。

2 基準ごとの評価概評

基準ごとに評価判定及びその理由を記述します。

基準全体の評価判定は、それぞれの冒頭に「基準の内容を満たしていると判断する。」あるいは「基準に達していない。」を記述します。

評価判定に導かれる理由については、遠回しな表現、曖昧な表現を避け、簡潔に要点を記述します。

記述の文例としては、

- ・・・は、法令上の基準を満たしている。
- ・・・は、教育の目的を踏まえており、適切である。
- ・・・を適切に実施している点は評価できる。
- ・・・の水準が維持されている。
- ・・・の仕組みが確立されている。
- ・・・は他の教職大学院の先駆け的取組として期待できる。
- ・・・は、努力の状況が認められる。
- ・・・は、さらに制度を充実させることが望まれる。

「長所として特記すべき事項」は、基準領域ごとに自己評価書に記述された「長所として特記すべき事項」を適宜修正して、また、調査において該当する事項がある場合に記述します。

なお、必ず全ての基準領域について「長所として特記すべき事項」を記述する必要はありません。

以上